空港における安全管理システムの整備基準新旧対照表

改　正	現　行
平成１７年　９月　９日制定　（国空管第８５号・国空用第１２５号） 平成２１年　３月２５日一部改正　（国空政第９８号・国空保第６３２号・国空用第４３３号） 平成２６年　３月２０日一部改正　（国空安保第７７６号） 令和　２年　８月　７日一部改正　（国空安企第１２３号） 令和　７年１１月２７日一部改正（国官参航安第７７９号）	平成１７年　９月　９日制定　（国空管第８５号・国空用第１２５号） 平成２１年　３月２５日一部改正　（国空政第９８号・国空保第６３２号・国空用第４３３号） 平成２６年　３月２０日一部改正　（国空安保第７７６号） 令和　２年　８月　７日一部改正　（国空安企第１２３号）
国土交通省航空局長	国土交通省航空局長
空港における安全管理システムの整備基準	空港における安全管理システムの整備基準
１．目的　　（略）	１．目的　　（略）
２．定義 （１）・（２）　（略） （３）「空港施設・運用業務」とは、空港の設置管理者が、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第４７条第１項及び同項の委任を受けた航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号。以下「規則」という。）第９２条に規定する機能確保基準（同条第１９号及び第２０号に規定するものを除く。）に従って空港を管理するために実施する業務の総称をいう。 （４）～（１０）　（略）	２．定義 （１）・（２）　（略） （３）「空港施設・運用業務」とは、空港の設置管理者が、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第４７条第１項に規定する機能確保基準（航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号）第９２条第１５号及び第１６号を除く。）に従って空港を管理するために実施する業務の総称をいう （４）～（１０）　（略）
３．SMSの適用範囲　　（略）	３．SMSの適用範囲　　（略）
４．SMSの整備 空港の設置管理者は、以下に示す基準に従い、SMSを整備しなければならない。	４．SMSの整備 空港の設置管理者は、以下に示す基準に従い、SMSを整備しなければならない。
４．１ 安全方針及び目標 （１）安全方針　　（略）	４．１ 安全方針及び目標 （１）安全方針　　（略）
（２）安全指標及び安全目標値 ① 設定 空港の設置管理者は、(1)の安全方針を踏まえ、次に掲げる観点から妥当な安全指標及び安全目標値を設定するものとする。 ａ）・ｂ）　（略） ｃ）共通指標 次の安全指標を全ての空港の共通指標として設定し、安全目標値を定め目標達成に取り組むこと。 イ．空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある航空事故発生率 ロ．空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある重大インシデント発生率 ハ．制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人が死傷した事態又は航空機が損傷した事態（「安全情報等取扱指針」「５．安全に関する情報の報告５．１報告の内容（１）対象事態③イ」に定める事態に限る。）の発生率 ニ．滑走路（航空情報により閉鎖中であることが公示されているものを除く。）へ人又は車両が管制機関等の進入許可を得ずに進入する事態又は滑走路上で管制機関等との連絡体制を維持できなくなる事態の発生率 ② 届出　　（略）	（２）安全指標及び安全目標値 ① 設定 空港の設置管理者は、(1)の安全方針を踏まえ、次に掲げる観点から妥当な安全指標及び安全目標値を設定するものとする。 ａ）・ｂ）　（略） （新　設） ② 届出　　（略）
４．２ 安全管理体制 （１）～（３）　（略） （４）制限区域内事故等の未然防止に係る協議会 規則第９２条第１８号に規定する協議会は、空港の設置管理者及びグランドハンドリング事業者で構成し、制限区域内における事故等を未然に防止するための取組を推進させるため、次のとおり協議を実施するものとする。	４．２ 安全管理体制 （１）～（３）　（略） （新　設）

空港における安全管理システムの整備基準新旧対照表

改　正	現　行
なお、（3）の空港委員会等の既存の会議体の一部をもって本協議会とすることができる。 また、本協議会には制限区域内の事故の防止に関係する他の事業者等も追加することができる。 ①　本協議会を通じて、空港の設置管理者が定める安全方針や安全目標値等に関する情報についてグランドハンドリング事業者に共有し、空港内の安全性を向上させるための諸活動について協調して取り組むよう、グランドハンドリング事業者との連携を強化するものとする。 ②　本協議会により、制限区域内の事故等に係る事前予防的な安全措置について協議し、空港全体で制限区域内の事故等を低減するため、継続的にPDCAサイクルを実行する取組を推進するものとする。 ③　上記②の取組については、航空安全当局が通知する安全情報を用い、他空港で発生した制限区域内の事故等について、関係する事業者等とともに、空港施設等の環境的ハザードやグランドハンドリング業務によって発生する事故等のリスクの洗い出し、各事業者が実施している事前予防的な安全措置の有効性の確認やその手順等の共有、追加の措置の実施に係る議論に空港一体となって取り組むものとし、その事例に応じた未然防止策を取りまとめ、航空安全当局に報告するものとする。 なお、航空安全当局から通知する事案事例にかかわらず、必要に応じて空港の設置管理者が管理するそれぞれの空港において発生した制限区域内事故等についても、同種の事例の発生を防止するための取組として適切に協議し予防に努めるものとする。 ④　上記①から③の取組は、空港の設置管理者が主体的に取り組むこととし、グランドハンドリング事業者の安全文化を醸成させるため、一層グランドハンドリング事業者との連携を強化するよう努めるものとする。	
（5）　（略）	（4）　（略）
4．3 安全に係るリスクの管理 （略）	4．3 安全に係るリスクの管理 （略）
4．4 安全の保証 （1）～（3）　（略） （4）安全に関する情報の報告 ① 航空事故、重大インシデント及び安全上の支障を及ぼす事態に関する情報 空港の設置管理者は、航空事故、重大インシデント又は安全上の支障を及ぼす事態が発生した場合に、その原因となった事業者等から当該事態の発生を報告させる仕組みをあらかじめ構築するとともに、航空安全当局に対し、事象の概要、自らが実施した安全措置、空港施設・運用面における発生原因の調査及び再発防止対策の検討結果を速やかに報告しなければならない。 なお、報告しなければならない事象の範囲、報告の方法等については、別途定める指針によるものとする。 ②　（略）	4．4 安全の保証 （1）～（3）　（略） （4）安全に関する情報の報告 ① 航空事故、重大インシデント及び安全上の支障を及ぼす事態に関する情報 空港の設置管理者は、航空事故、重大インシデント又は安全上の支障を及ぼす事態が発生した場合は、航空安全当局に対し、事象の概要、自らが実施した安全措置、空港施設・運用面における発生原因の調査及び再発防止対策の検討結果を速やかに報告しなければならない。 なお、報告しなければならない事象の範囲、報告の方法等については、別途定める指針によるものとする。 ②　（略）
4．5 更なる安全性の向上のための取組 （略）	4．5 更なる安全性の向上のための取組 （略）